西区魅力発信協力店事業実施要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、西区内の企業や店舗と協力・連携して、西区の魅力を区内外に広く 発信していく西区魅力発信協力店事業について、必要な事項を定めるものとする。 (対象)
- 第2条 西区内に住所を有する事業所、店舗及び販売所。ただし、次の各号に掲げる業種 又は事業者は除く。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で、 風俗営業と規定される業種
 - (2) 風俗営業類似の業種
 - (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
 - (4) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
 - (5) ギャンブル (宝くじを除く) に関する業種
 - (6) 投機的商品に関する業種
 - (7) たばこに関する業種
 - (8) 占い、運勢判断に関する業種
 - (9) 私的な秘密事項の調査に関する業種
 - (10) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
 - (11) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規 定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
 - (12) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 及び会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号)による再生・更生手続中の事業者
 - (13) 各種法令に違反している事業者
 - (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - (15) 本市の市税を滞納している事業者
 - (16) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
 - (17) その他、西区魅力発信協力店として不適当なもの。

(事業の実施方法)

第3条 西区魅力発信協力店事業は、西区魅力発信協力店(以下「協力店」という。)が西 区役所又は関係団体などの作成するチラシ、ポスター等の配布、掲示に協力し、また、 西区役所は西区のホームページ等で協力店を公表することにより実施する。

(協力店の登録等)

第4条 協力店として登録を受けようとする者は、西区魅力発信協力店登録申請書(様式 第1号)に西区魅力発信協力店事業確認シート(様式第1号別紙)を添付して区長に申 請するものとする。

(登録の決定)

- 第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、 登録の可否を決定するものとする。
- 2 区長は、前項の規定により登録を決定したときは、西区魅力発信協力店一覧に掲載するとともに西区魅力発信協力店登録決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する ものとする。

(協力店への卓上のぼり等の交付)

第6条 区長は、登録された協力店に対し、市民周知用の卓上のぼり及び配布ラックを交付する。

(申請内容の変更等)

第7条 申請者は、第4条により申請した内容を変更し、又は、登録を辞退する場合は、 西区魅力発信協力店変更(辞退)届(様式第3号)により、区長に届け出なければなら ない。

(協力店登録の取消し)

- 第8条 区長は、協力店が次のいずれかに該当したときは、登録を取消し、西区魅力発信協力店一覧から抹消するとともに西区魅力発信協力店取消通知書(様式第4号)により通知しなければならない。
 - (1) 協力店が西区魅力発信協力店事業確認シート(様式第1号別紙)の申請内容に違反する行為を行ったとき。
 - (2) 協力店が第7条に基づき登録の辞退を届け出たとき。
 - (3) 協力店がこの事業の趣旨を大きく逸脱した行為を行ったとき。
 - (4) その他、区長が協力店としてふさわしくないと判断したとき。
- 2 前項の規定により登録を取消された協力店は、交付された卓上のぼり等を速やかに区 長に返却しなければならない。

(協力店一覧の公表)

- 第9条 区長は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに公表するものとする。
 - (1) 協力店として登録したとき。
 - (2) 前条第1項の規定により登録を取り消したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。